

介護サービスを利用されている皆さまへ

令和5年8月1日以降も
介護サービスの利用者負担が免除となります。

利用者負担の免除を受けることができる期限
令和6年2月29日まで

※令和6年3月以降については、特例減免措置延長決定後、対象となる方へ有効期限が令和6年7月31日までの免除認定票を送付する予定です。

利用者負担の減免を受けるためには、介護サービス時に、有効期限が切れていない免除認定票の提示が必要です。

以下のサービス利用の利用者負担が免除されます。

- ・居宅サービス（福祉用具購入費・福祉用具貸与・住宅改修費を含む）
- ・施設サービス
- ・地域密着型サービス
- ・介護予防・生活支援サービス（総合事業）

※ただし、デイサービスの食費、施設サービスやショートステイを利用した際の食費・居住費・日常生活および、介護タクシーの運賃は対象外となりますので、ご注意ください。

利用者負担の免除について不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。



富岡町役場 福祉課 介護保険係
電話0240-22-2111（代表）